

長浜水道企業団指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)の導入について

令和元年10月1日の水道法の一部改正に伴い、指定の更新制が導入され、有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。有効期間満了後も、引き続き指定を受けようとするときには、指定の更新申請が必要です。期限内に更新申請されなければ、**失効**となりますのでご注意ください。また、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日別、初回更新までの指定の有効期間

| 指定を受けた日 | 初回更新までの指定の有効期間 |
|----------------------|-----------------|
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 令和2年9月29日までの1年間 |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 令和3年9月29日までの2年間 |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 令和4年9月29日までの3年間 |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 令和5年9月29日までの4年間 |
| 平成25年4月1日～令和元年9月30日 | 令和6年9月29日までの5年間 |
| 令和元年10月1日以降 | 指定を受けた日から5年間 |

なお、更新対象事業者さまには、更新手続きについてのご案内を事前に郵送にて通知します。
郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません**。住所等に変更がある場合は、指定事項変更届出書を提出してください。

【申請場所】 長浜市下坂浜町248-22 長浜水道企業団 電話:0749-62-4101